

相監第30号の2
令和3年11月26日

相良村議会議長 黒木 正照 様

相良村代表監査委員 渡 邊 法 光

相良村監査委員 小 善 満 子

定期監査結果報告書の提出について

このことについて、地方自治法第199条第9項の規定に基づき監査結果を下記のとおり報告します。

記

1. 監査の対象

令和3年4月1日から令和3年10月末日までの一般会計並びに特別会計の予算執行状況、事業執行状況、令和2年度繰越明許費にかかる繰越事業実施状況等について全課局を対象に監査を行った。

2. 実施期間

令和3年11月16日から11月24日まで（実質5日間）

3. 実施場所

相良村役場 議員控室

4. 実施した監査手続き

監査の対象となった事務の執行について、提出された書類並びに提示のあった関係書類等に基づいて、質問を行うとともに必要と認めたその他の監査手続きを実施した。

5. 監査の結果

各課、局とともに事務処理において概ね良好に予算の執行がなされていた。

また、令和2年7月豪雨災害関連等の繰越事業が多い中、年度内の事業発注がなされ職員の努力がみられる。

指導事項については、別添のとおり。

(別添)

指導事項

(1) 全課共通

職員配置については、各課の事業量や業務内容により適切な措置が必要である。特に災害関連等の事務について時間外を必要とする課、係においては、業務分担や人員配置が必要と考える。

(2) 総務課

ア 災害対策事業の中で、令和2年7月豪雨に伴う備蓄品の整理、破棄（食糧類）については仕分けしている状態であることであるが、整理棚を購入のうえ、備蓄品台帳の整備をすること。

イ ふるさと応援寄附金も職員の努力によって、寄附額が増えてきた。このふるさと応援寄附金は一時的に相良村地域振興基金として管理されているが、令和2年度基金執行状況によると、収入済額78件で7,457万9,694円、支出済額2千万円、残高は1億2,105万5,328円が繰越されている。この繰越金1億2,105万5,328円と令和3年4月から10月迄の歳入額4,016万617円を合計すると、1億6,121万5,945円となる。令和2年度においては7,457万9,694円の寄附をされた方に対する返礼品の経費、その他諸経費については、一般財源の支出になっているが、この点については、改める必要があると思われる。令和3年11月18日現在の相良村ふるさと応援寄附金用途別一覧表によると、令和3年度末残高が令和2年度からの繰越金のみの運用になっている。4月から10月までの寄附額を計上してほしかった。

(3) 産業振興課

産業振興課の事業として、繰越明許費農地災害復旧工事10件（四浦1件川辺4件、深水2件、柳瀬3件）については、工事着工済みで、そのうち3件竣工、7件が年度末までに竣工予定である。この様に災害復旧も着々と進捗している。来春は農地も復旧し、農家にとって作付けもでき農業所得の向上になると思われる。

株式会社さがらにおいては、今年度、村補助金1,500万円を交付している。その他、温泉施設整備改修等に多額の経費が支出されている。令和2年度繰越明許費による、茶湯里エントランス広場整備事業については、国の補助金を活しての工事であって玄関まで車での利用ができ、大変便利になったと思われる。茶湯里が管理している建物（建築物）を関係者以外に賃貸借しているが、契約期間が終了した時点で契約の更新は行わず、村の施設として有効活用することが必要かと思われる。

(4) 建設課

建設課においては、通常の業務に加え昨年の災害により、道路等の災害復旧が加わり、主要事業、懸案事項を見てみると事業件数が多くなっている。

特に、災害復旧事業については、過年度、現年度を含め、8か所の復旧復興事業があり、道路橋梁災害は99.1パーセント、林業施設災害は91.9又は98.4パーセントの補助を受けての事業と聞いている。当面する課題として工事業者等の人員不足により復旧事業の着手に時間を要し、入札においても不落不調が予想されるとあるが、入札にまでこぎ付ける職員の苦労は大変なものだったと考える。この様に職員の努力によって、住みやすい相良村、安心して過ごせる相良村にしてほしい。

(5) 教育委員会

社会教育施設としての生涯学習センターの維持管理については、老朽化が進み、教育委員会で検討されており、廃棄も含めた施設の見直しを検討されたい。